

右表の「こんなとき」に該当する場合は、お早めに届け出をしてください。手続きには印鑑が必要です。

退職により職場の健康保険の資格を喪失しても、一定の加入期間があれば、退職前の健康保険に引き続き加入（任意継続）できる場合があります。手続きや保険料などは、加入していた健康保険へ相談してください。

解雇や倒産などの理由で失業となった場合、保険料が軽減されることがありますのでご相談ください。申請には、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証が必要です。



	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書
	退職等により職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	
子どもが生まれた	出生証明書、母子健康手帳	
国保を脱退	他の市町村へ転出する	保険証
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になった	
国保加入者が死亡した	保険証	
その他	住所・氏名・世帯主が変わった、世帯を合わせた・分けた	保険証
	保険証をなくした、汚れて使えなくなった（再発行）	運転免許証などの身分を証明するもの
	就学のため、子どもが市外に転出した	保険証、在学証明書

特別支援児童就学援助金のお知らせ

問合せ先／地域福祉課 ☎42-8709 FAX43-1801
kateijidou@city.kasai.lg.jp

心身に障がいのある児童が、特別支援学校へ通学・寄宿される際の費用に対して援助をしています。通学に介護が必要と認められる場合には、あわせて援助金を支給します。援助金は、「通学・寄宿」に要する費用を助成するもので、往復ともスクールバス利用者や自転車通学、入院中などの児童は対象外です。なお、8月は支給対象期間から除かれます。

■月額支給限度額表

対象者	学年等	
	幼・小中学部	高等部
通学児童	5,000円	2,500円
寄宿舎への入所児童	3,000円	1,500円
付き添いの保護者	5,000円	2,500円

自分自身や大切な家族のために禁煙を

問合せ先／健康課（健康福祉会館内） ☎42-8723
FAX42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

5月31日は「世界禁煙デー」。5月31日から6月6日は禁煙週間です。

喫煙や受動喫煙（他人のたばこの煙を吸うこと）は、がんをはじめ、循環器疾患、呼吸器疾患（COPD等）、妊娠（胎児）への影響があるとされています。最近の研究では、歯周病・腹部大動脈瘤・急性骨髄性白血病・白内障・子宮頸部がん・腎臓がん・脾（すい）臓がん・胃がん・肺炎等への影響があらためて確認されています。

喫煙されている方は、自分自身や大切な家族のために『禁煙』に取り組みましょう。市内に禁煙外来を実施している医療機関がありますので、ご活用ください（医療機関については、健康課までお問い合わせください）。



■喫煙・受動喫煙が胎児・乳児に与える悪影響は？

女性の喫煙は、胎児の成長が制限されたり低出生体重（出生体重 2500 g 未満）などの原因となります。また出生後に、乳児突然死症候群（SIDS）を引き起こす可能性が指摘されています。また、乳幼児や児童では、咳・痰等の呼吸器症状等のリスクが高くなります。妊婦の方は、禁煙を心掛け、妊娠中の母親や子どもがたばこの煙を吸わないよう、周囲の人も配慮しましょう。

■COPD（慢性閉塞性肺疾患）を知っていますか？

COPD は従来慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれていた疾患です。別名「たばこ病」と言われています。たばこの煙を主とする有害物質を長期にわたり吸い込むことで肺に炎症が起こり、長引くせきや痰、息切れが起こります。症状は次第に悪化し、正常な呼吸ができなくなることもあります。禁煙に取り組み COPD を予防しましょう。



加西市では、今後の待機児童の解消を図るため、家庭的な雰囲気の中で保育を行う家庭的保育事業を検討しています。平成31年4月の開設に向けて、自宅などで0歳児から2歳児までの乳幼児を保育する家庭的保育事業を運営する事業者を募集します。

■家庭的保育事業とは

市長が認定した方が、自宅で子どもを預かり保育するものです。家庭的保育者に認定された方は、自宅内に保育室などを設置し、市からの委託により、家庭にいるような雰囲気の中で子どもを保育します。

■加西市の家庭的保育事業の認可基準

開設時期	平成31年4月1日	
保育時間	1日8時間以上（日曜日、祝日、年末年始は閉所可能）	
定員規模	5人以下（対象年齢：0～2歳児）	
保育従事者	資格	保育士または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者で、乳幼児の保育に専念できる者 ※市長が指定する研修受講が必要
	配置割合	0～2歳児3人に対し1人 ただし、補助者を置く場合5人に対し2人（従事者+補助者） ※市長が指定する研修受講が必要
保育室等	設備	乳幼児の保育を行う専用の部屋（保育室）、便所 ※乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明および換気の設定を有すること。
	面積	9.9㎡以上（3人を超える場合、1人につき3.3㎡を加えた面積以上）
屋外遊戯場	同一敷地内に屋外遊戯場 ※付近の代替地可	
	満2歳児1人当たり3.3㎡以上	
食 事	提供方法	原則、自園調理
	設備	衛生的な調理設備（通常の台所設備を基に、利用定員相応の内容）
	調理員	乳幼児3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合や業務委託、外部搬入の場合は配置不要。
防災等	火災報知機および消火器の設置。消火訓練、避難訓練を定期的実施すること。	
連携施設	近隣の保育所、こども園等と「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の進級先の確保」について連携すること。	

■利用者負担額（保育料）

保護者が支払う利用者負担額（保育料）の金額は市民税額に応じて市が決定し、事業所が受領します。利用者負担額のほかに、保護者から実費徴収を行うことができます。

■公定価格（給付費）

- ①保護者から徴収する保育料以外に市から家庭的保育者に給付費を支払います。
- ②国が定める基準により算定された公定価格から、保護者から徴収する保育料を引いた額を加西市に請求し、受領することになります。

■申請から開所までのながれ

時 期	内 容
平成30年9月	募集締め切り
平成30年10月～	審査（書類審査、面接と訪問調査） 指定研修の受講
平成31年3月	認可
平成31年4月	開所（乳幼児の受け入れを開始）

■補助制度について

保育環境を整えるための建物改修をする場合、国庫補助制度があります。保育の実施に必要な備品等の購入費は対象になりません。
※6月上旬までにお申し出ください。